

大分市公告第 317 号

次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和3年7月2日

大分市長 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業

(2) 履行場所

大分市大字神崎1228番9 外

(3) 事業期間

基本契約締結日（令和4年3月頃）から令和22年3月31日まで

(4) 事業内容

別紙「大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業入札説明書」のとおりに

(5) 入札予定価格

本事業の入札予定価格は、次のとおり

1,990,000,000円（消費税等相当額を除く）

うち、設計業務、建設業務、工事監理業務に係る予定価格

1,210,000,000円（消費税等相当額を除く）

うち、維持管理業務、運営業務に係る予定価格

780,000,000円（消費税等相当額を除く）

2 競争参加資格

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業、協力企業又は付帯事業実施企業とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ③ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、本事業の維持管理及び運営業務を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を基本契約締結時までに設立するものとする。なお、運営業務

において、SPC から直接業務の委託を受けることを予定する者は、構成企業又は代表企業とならなければならない。

- ④ SPC は、原則として、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に維持管理及び運營業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。
- ⑤ 代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
- ⑥ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- ⑦ 付帯事業を実施する企業については、付帯事業実施企業として、参加表明書において明記すること。なお、付帯事業実施企業が代表企業、構成企業又は協力企業となることは妨げない。
- ⑧ 建設業務は、主たる営業所の所在地が大分市内である企業が実施すること。なお、建設業務以外の業務についても、本市は、大分市内に本店を置く企業が入札参加グループとして本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

(2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業、協力企業及び付帯事業実施企業は、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。また、代表企業、構成企業及び協力企業は、本市の入札参加有資格者名簿に登録された企業でなければならない。

代表企業、構成企業、協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務を行う者（設計事業者、建設事業者、工事監理事業者及び SPC から維持管理業務、運營業務を受託する者）及び付帯事業実施企業は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

1) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業が満たし、c の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加有資格者名簿（建設コンサルタント等）に登録されていること。

- c. 平成 18 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,000 m²以上の公共施設（新築、増築又は改築）の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。

2) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す a、b 及び c の要件については、全ての企業が満たし、d 及び e の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加有資格者名簿（建設工事）に登録されていること。
- c. 主たる営業所の所在地が大分市内であること。
- d. 令和 3 年度入札参加有資格者名簿（建設工事）において、建築一式工事が A 等級に格付けされていること。
- e. 平成 18 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,000 m²以上の公共施設（新築、増築又は改築）の建築一式工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る）で施工した実績（竣工したものに限る）を有していること。

3) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す a 及び b の要件については、全ての企業が満たし、c の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の入札参加有資格者名簿（建設コンサルタント等）に登録されていること。
- c. 平成 18 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、延べ面積 1,000 m²以上の公共施設（新築、増築又は改築）の工事監理実績を有していること。

4) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す全ての要件を満たさなければならない。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が満たし、b の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- a. 本市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

- b. 平成 18 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、公共施設又は商業施設の維持管理業務の実績を有していること。

5) 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、以下に示す全ての要件を満たさなければならない。なお、運營業務を複数の運営企業で実施する場合は、以下に示す a の要件については、全ての企業が満たし、b の要件は、少なくとも 1 社が満たさなければならない。

- a. 本市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- b. 平成 18 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、道の駅や物販施設、飲食施設、その他商業施設等の運營業務の実績を有していること。

6) 付帯事業を行う者

付帯事業実施企業は、以下に示す要件に該当すること。

- a. 付帯事業実施業務に必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

(3) 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑤ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ⑦ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了

するまでの期間に、本市から入札参加有資格指名停止を受けている者。

- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑨ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・株式会社 建設技術研究所
 - ・シリウス総合法律事務所
 - ・株式会社 学校文化施設研究所
- ⑩ 大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業事業候補者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- ⑪ 法人税、事業税、消費税、地方消費税、及び大分市内に本店、支店を置く企業においては市税を滞納している者。
- ⑫ 入札参加者のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、市が落札者の代表企業、構成企業及び協力企業との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- ⑬ 大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置を受けている者。
- ⑭ 入札期日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。

3 入札手続等

(1) 担当窓口

大分市商工労働観光部 おおいた魅力発信局
住 所：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
電 話：097-574-6195（直通）
FAX：097-537-5670
E-mail：miryoku@city.oita.oita.jp

(2) 事業者選定までのスケジュール

	項 目	期 間 等
1	入札の公告、入札説明書等の公表	令和3年7月2日
2	入札説明書等に関する説明会等の開催	令和3年7月12日
3	入札説明書等に関する第1回質問受付締切	令和3年7月21日 午後5時15分まで
4	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表	令和3年8月中旬
5	入札説明書等に関する第2回質問受付締切	令和3年8月27日 午後5時15分まで
6	入札説明書等に関する個別対話参加申込み	令和3年8月27日 午後5時15分まで
7	入札説明書等に関する個別対話	令和3年9月9日、10日
8	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表	令和3年9月下旬
9	入札説明書等に関する個別対話結果の公表	令和3年9月下旬
10	参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類の受付締切	令和3年10月8日 午後5時15分まで
11	資格審査結果の通知	令和3年10月中旬
12	入札書類及び提案書等の受付締切	令和3年10月29日 午後5時15分まで
13	落札者の決定及び公表	令和4年1月上旬
14	基本協定の締結	令和4年1月下旬
15	基本契約の締結	令和4年3月中旬

- ① 本公告内容の交付期間
令和3年7月2日（金）から令和3年10月29日（金）
- ② 交付場所
3の（1）に同じ
- ③ 交付方法
交付については、本市ホームページから入手すること

（3）入札に関する手続

- ① 入札説明書等に関する説明会等
受付期間：公告日から令和3年7月8日（木）午後5時15分まで
日時：【入札説明書等に関する説明会】令和3年7月12日（月）午後2時から
【現地説明会】令和3年7月12日（月）午後3時30分から
会場：【入札説明書等に関する説明会】大分市役所本庁舎8階大会議室
【現地説明会】本公共施設計画地
申込方法：入札説明書別紙1「入札説明書等に関する説明会及び現地説明会参加申込書」に記入の上、3の（1）の担当窓口原則としてEメールにより提出すること。
- ② 質問及び回答（第1回）
受付期間：公告日から令和3年7月21日（水）午後5時15分まで
質問方法：入札説明書別紙3「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、3の（1）の担当窓口原則としてEメールにより提出すること。
回答方法：令和3年8月中旬に本市ホームページにおいて公表する。
- ③ 質問及び回答（第2回）
受付期間：第1回質問への回答の日から令和3年8月27日（金）午後5時15分まで
質問方法：入札説明書別紙3「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、3の（1）の担当窓口原則としてEメールにより提出すること。
回答方法：令和3年9月下旬に本市ホームページにおいて公表する。
- ④ 個別対話
開催日時：令和3年9月9日（木）、10日（金）
参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とする。なお、参加人数は合計で10名以内とする。
受付期間：第1回質問への回答の日から令和3年8月27日（金）午後5時15分まで
申込方法：入札説明書別紙4「入札説明書等に関する個別対話参加申込書及び個

別対話の議題」に必要事項を記載のうえ、3の(1)の担当窓口、原則Eメールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。

位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、令和3年9月下旬に本市ホームページにおいて公表する。

⑤ 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類の受付

受付期間：令和3年10月4日（月）から令和3年10月8日（金）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

提出場所：3の(1)の担当窓口

提出方法：持参すること

提出書類：様式集（入札参加資格審査）に示す「1.参加表明書」及び「2.入札参加資格審査に関する提出書類」

提出部数：1部

⑥ 資格審査結果の通知

結果通知：資格審査結果は入札参加者の代表企業に対して令和3年10月20日（水）頃までに書面により通知する。なお、入札参加資格を有する入札参加者に受付番号（記号）を通知する。

⑦ 入札書類及び提案書等の受付

受付期間：令和3年10月25日（月）から令和3年10月29日（金）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

提出場所：3の(1)の担当窓口

提出方法：持参すること

提出書類：様式集（入札書類審査）に示す「入札書類」、「提案書」及び「基礎審査項目チェックシート」

提出部数：正本1部、副本9部

⑧ 開札執行の日時及び場所

開札日時：令和3年12月下旬（予定）

開札場所：決まり次第、入札参加者に連絡する

⑨ 選定結果の通知・公表

落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和4年1月上旬までに決定通知を行う。

4 入札保証金 免除とする

- 5 契約保証金** 設計業務委託契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、工事監理業務委託契約書（案）、維持管理・運營業務委託契約書（案）及び定期建物賃貸借契約書（案）に基づくものとする。
- 付帯事業を提案する場合、付帯事業の実施に係る基本協定書（案）及び事業用定期借地権設定契約書（案）に基づくものとする。

6 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
- ② 事業名及び入札金額のない入札書類
- ③ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- ④ 事業名に誤りのある入札書類
- ⑤ 入札金額の記載が不明確な入札書類
- ⑥ 入札金額を訂正した入札書類
- ⑦ 虚偽の記載がある入札書類
- ⑧ 1つの入札について同一の者がした2つ以上の入札書類
- ⑨ 入札書類の受付期間締切までに到達しなかった入札書類
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- ⑫ 予定価格を上回る価格を提示した入札書類
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した入札書類

7 本事業の適正な実施に関する事項

（1）関係法令の遵守

本事業の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

（2）個人情報保護

大分市個人情報保護条例に基づき、本事業に係る個人情報を適切に扱うこと。また、本事業により取得した個人情報は、基本契約終了後直ちに市に引き渡すものとする。

（3）守秘義務

本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、基本契約終了後も同様とする。

8 留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (3) 入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 入札参加者が提出した提案書に関する著作権は、入札参加者に帰属するが、PFI法第11条に準じた客観的評価を目的に本市が使用するものとする。本市は客観的評価の目的以外には使用しない。ただし、落札者として決定された入札参加者の提案内容は、全部又は一部を必要に応じて使用できるものとする。
- (5) 提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。
- (6) 提出された書類については、変更できないものとする。
- (7) 本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (8) 入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

9 その他

詳細は、大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業入札説明書等によるものとする。